

R4.3.29 内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会

【資料2】 船員法等の改正

2022年4月スタート
船員の
働き方改革

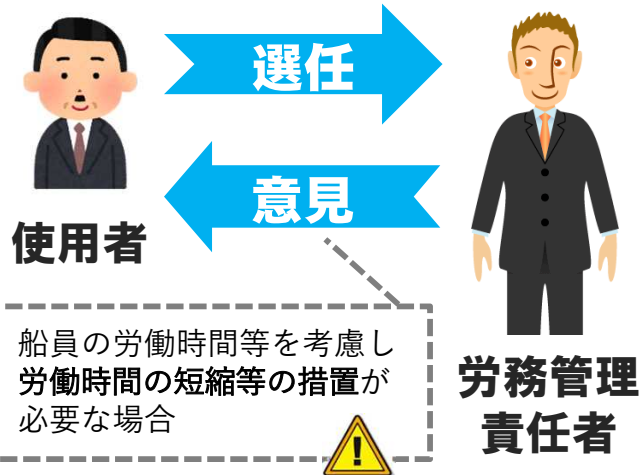
「船員の働き方改革」の推進（概要）

- ✓ 船員法改正により、使用者が選任する労務管理責任者の下で、船員の労働時間の状況を把握し、各船員の状況に応じた適切な措置（例：労働時間の短縮等）を講ずる仕組みを構築し、船員の労務管理の適正化を図る。
- ✓ そのほか、健康検査の結果を通じて船員の健康状態を把握し、必要な就業上の措置を講ずる仕組みを構築するとともに、産業医やストレスチェックの制度を導入し、船員の健康確保を図る。

船員の労務管理の適正化

【R4.4.1 施行】

- ・ 労務管理記録簿の作成・備置き
- ・ 船員の労働時間の状況の把握
- ・ 船員に対する適切な措置の実施 等



労働時間規制の範囲の見直し

【R5.4.1 施行】

当直の引継ぎや操練を労働時間規制の対象に



船員の健康確保

【R5.4.1 施行】

○全ての船舶所有者

健康検査の見直し

○常時50人以上船員を使用する船舶所有者

- ・ 産業医による健康管理等
- ・ 過重労働者への面接指導
- ・ ストレスチェック



多様な働き方の推進等

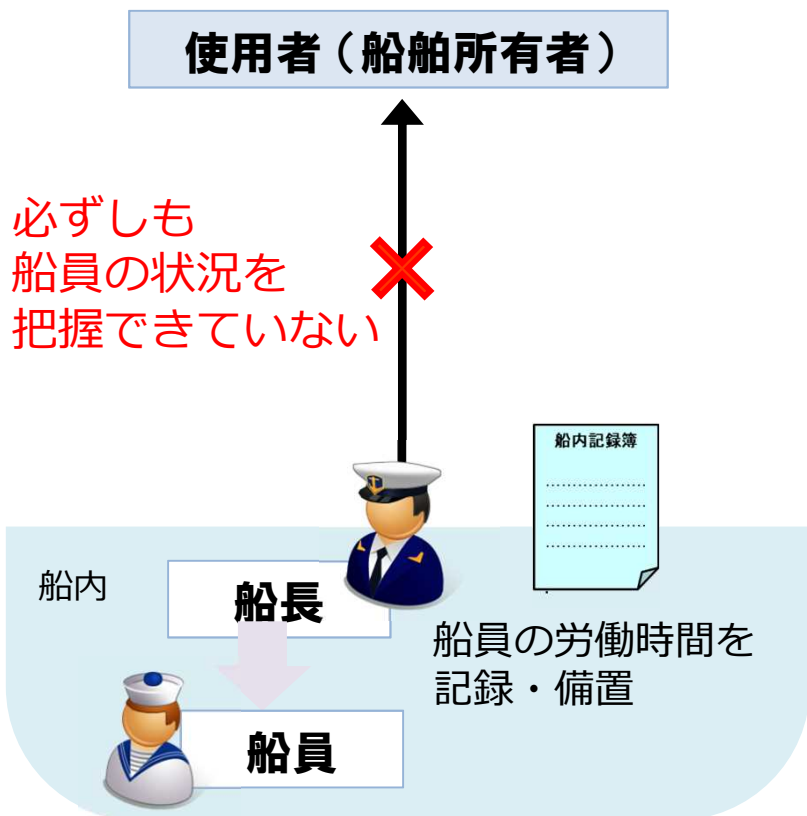
【随時実施】

各種ガイドラインやモデル就業規則の作成 等

船員法の改正①（労務管理の適正化）

改正前

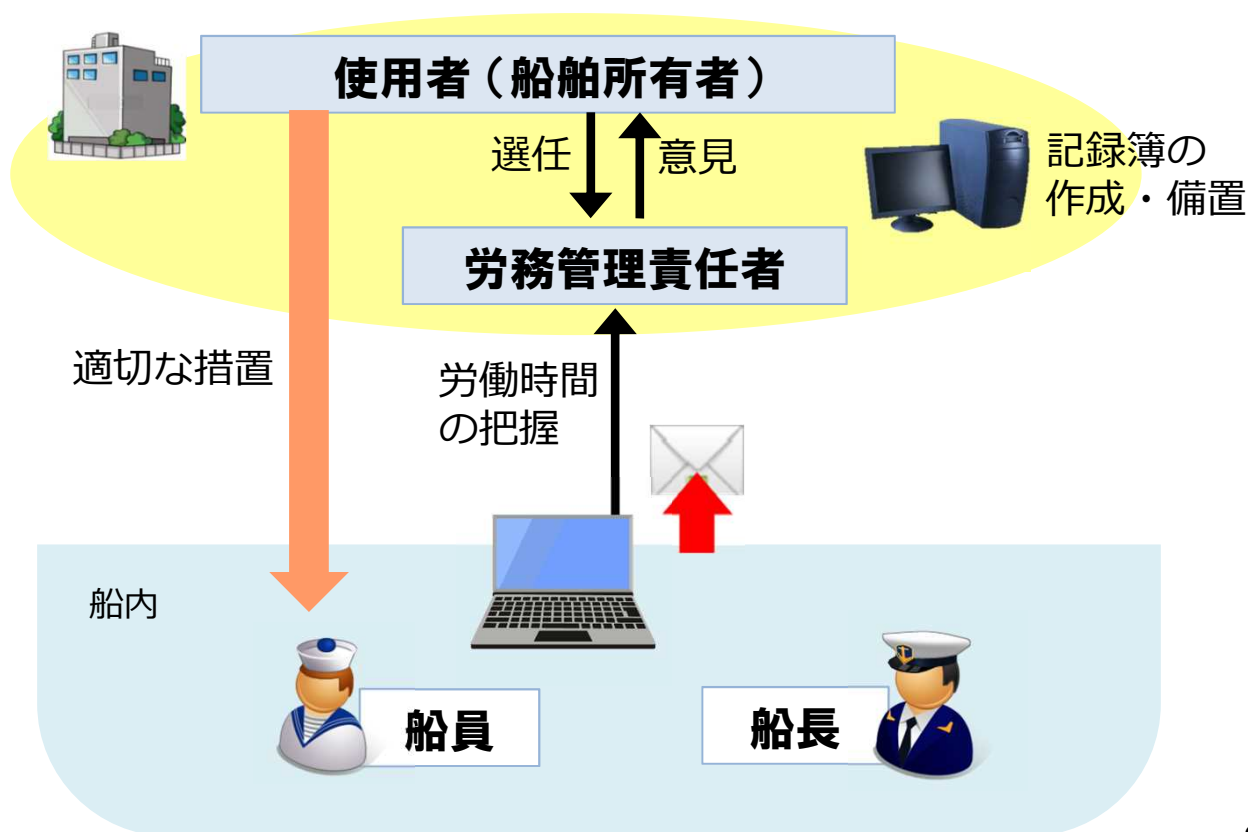
- 船長が船員の労働時間を記録
- 使用者側には、各船員の長時間労働や健康状態の悪化等に関する情報を常時把握する義務無し



改正後

- 使用者が労務管理責任者を選任し、**労務管理上必要な情報（船員の労働時間等）**を把握
- 当該情報に基づき、使用者は適切な措置（労働時間の短縮、休日・有給休暇の付与等）を実施

主たる労務管理事務所



船員の労務管理の適正化②

使用者（船舶所有者）の主な義務

労務管理責任者の選任



船員の労働時間の状況の把握



労務管理記録簿の備置き
(船員の労務管理を行う主たる事務所)



適切な措置の実施 & そのためのオペレーターへの意見

- ①使用者（船舶所有者）は、労務管理責任者からの意見を踏まえ、船員に対し、必要な措置を実施
- ②措置を行うために運航計画の変更等が必要な場合は、内航海運事業者（オペレーター）へ意見を述べる



船舶所有者

オペレーター

①意見

③意見

①措置

- ・労働時間の短縮
- ・勤務時間の変更
- ・休日、有給休暇の付与 等

船員の過労防止措置

※船舶所有者の意見を尊重する必要

船員の労働時間の例外的な取扱いの見直し①（令和5年4月施行）

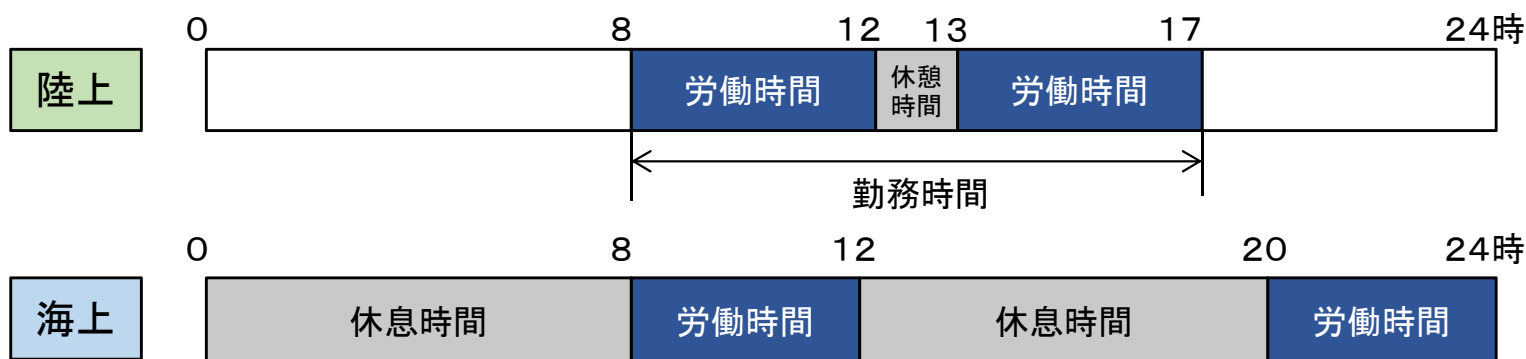
海上労働の特殊性

- ・ 入出港・荷役・通峡等の運航状況に応じた変則的な当直勤務体制
- ・ 職住一致の労働環境



このため、船員法において、

- ・ 労働時間を1日8時間、1週間40時間（※）
（※）1週間当たりの労働時間は基準労働期間内の平均
- ・ 労働時間の上限を1日14時間、1週間72時間と規定



これまでの仕組みと問題点

①操練や②当直交代の引継ぎは、労働時間の上限の対象外とされ、割増手当の支払いも免除されるなど、労働時間制度上、例外的な取扱い



適正化

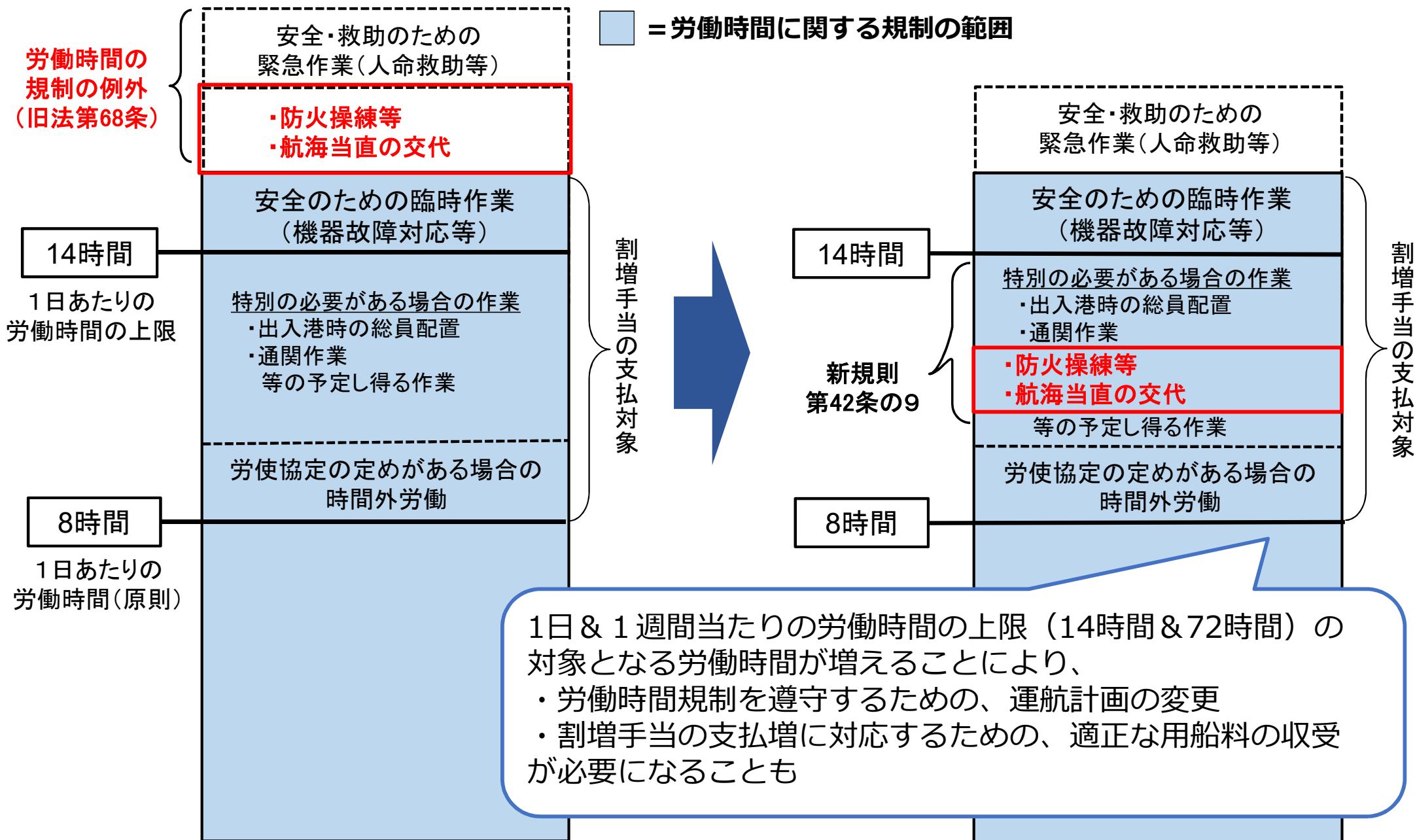
例外的な取扱いの見直し

（労働時間の上限 & 割増手当の支払いの対象に）

船員の労働時間の例外的な取扱いの見直し②（令和5年4月施行）

改正前 労働時間(法第4条第2項)

改正後



船員の健康確保（令和5年4月施行予定）

常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に義務付け

（上記以外の船舶所有者は努力義務）

全ての船舶所有者に義務付け

①産業医による健康管理等

- 船舶所有者は、**産業医を選任**
- 産業医による船内巡視、健康教育・健康相談等



年1回船内巡視・船員の健康管理など



②過重労働者への面接指導

- 長時間労働（月240時間超）で、疲労蓄積が見られる船員への**医師による面接指導**
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施

船員



医師の面談



③ストレスチェック

- 年1回の医師等によるストレスチェック**。高ストレス者への面接指導
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施



④健康検査の見直し

- 健康証明のための**健康検査（※2）の結果を通じ、船員の健康状態を把握**
- 異常ありと診断された船員について、医師の意見を聴くほか必要に応じ、就業上の措置（※1）を実施



※1 労働時間の短縮、作業内容の転換、乗下船期間の配慮等

※2 健康検査の項目について、健康管理の観点から、項目（貧血検査等）の追加等見直し